

## (16) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

国

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,662円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成26年5月12日

#### (2) 事故発生場所

米子市東町地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の普通乗用自動車に乗車しようと運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。